

岩手県選挙管理委員会告示第88号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により、不在者投票ができる病院等を次のとおり指定した。

平成27年10月27日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

種 別	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	特別養護老人ホーム サンタウン松園	盛岡市北松園四丁目36番55号	平成27年10月21日
	地域密着型介護老人福祉施設 三峯の杜	釜石市鶉住居町第2地割22番地1	〃
	ショートステイ三峯の杜	〃	〃